

会議名：青年婦人部『次世代学習会』
日 時：2023年6月24日（土）10：00～
場 所：ワークピア横浜
出席者：15単組支部80名（WEB41名）

2023年6月24日（土）10時よりワークピア横浜とWEB併用にて、青年婦人部『次世代学習会』が開催されました。会場には、役員を中心に39名、WEB出席は41名、計80名が出席しました。

今回は、早稲田リーガルコモンズ法律事務所より、弁護士の森山裕紀子氏を講師としてお招きし、「事例から学ぶコンプライアンスハラスメントとそのリスク～厚労省事案と紛争事案を踏まえて～」というテーマで講演をいただきました。



磯崎部長の挨拶では、「いろいろなハラスメントがある中で、前日、連合神奈川の『労働相談ホットライン』に参加してきた。その中では、ハラスメントに対する相談はなかったものの、声に出せない方も多いのではないかと感じました。労働組合としての役割をしっかりと示すためにも、今日の学習会の内容を職場で活かせるようにしましょう！」と挨拶されました。

講演では、そもそもハラスメントとは？という判断基準からはじまり1番相談事例の多いパワハラ、セクハラ、LGBTの方々への配慮、マタハラについて実際の裁判事例とあわせて講演いただきました。ハラスメントの判断は力関係が弱い者(被害者)の主観に委ねられることになるものの、被害者を基準にするのか？被害者と同様の立場にある一般人を基準にするかは別に問題であり、同様の立場(入社〇年目など)にある一般人を基準として客観的に判断するとしています。



労働組合は性格的にハラスメントの相談などを受ける場合があると思うが、いくら忙しくても、なるべく早い段階で必ず時間を作ることが重要になるし、対応を誤ると第二のハラスメントになってしまうので注意が必要。

その他、企業側の安全配慮義務違反についても学習会しました。

池田副部長の閉会に挨拶では、自身の経験を語り閉会としました。

その後、有志にて厚生労働省の「動画で学ぶハラスメント」を鑑賞し、実際ハラスメントを見かけたらどうすればよいのか、ハラスメント加害者にならないための正しい指導、注意の仕方を学び、次世代学習会を閉会いたしました。